

本説明書は、施設における運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担など、保護者の皆様が教育・保育の選択に役立つ事項(重要事項)を記載した文書となっております。

令和7年度 伊丹市立 みずほ 幼稚園 重要事項説明書

伊丹市立 みずほ 幼稚園

教育の提供に当たり、当園が保護者の皆様に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

【施設の概要】

- ・施設種別 幼稚園
- ・運営法人名称 伊丹市
- ・施設名称 みずほ幼稚園
- ・施設所在地 伊丹市瑞穂町3丁目46番地
- ・設置年度 昭和43年
- ・施設の電話番号 072-782-8552
- ・施設管理者の職名・氏名 園長 田中 典子（令和6年度）

【伊丹市立幼稚園の目的及び運営方針】

幼稚園は、子どもたちが家庭から離れて、初めて経験する集団の中での教育の場です。幼児期の子どもたちは、育ってきた家庭や地域の環境によって、それぞれの良さがあり、個性があります。その子どもたちの個性や個人差をしっかりとらえ、心の動きに目を向けながら、その子らしさを大切に、自らの力で伸びていくよう援助していきます。

なお、伊丹市立幼稚園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営しています。

2 提供する教育の内容等

教育目標

「心豊かに、健やかに生きる子供の育成」

めざす子ども像

- ・自分の思いや考えを表現する子
- ・しっかりと話が聴ける子
- ・自分で考え行動する子
- ・思いやりのある子
- ・仲間と共に伸びる子

主な年間行事 ※変更する場合がありますので予めご了承ください

4月	入園式 始業式 家庭訪問 参観	8月	夏休み	12月	参観 防犯訓練 楽しい集い 個人懇談 終業式
5月	こどもの日のつどい 内科健診 歯科健診 幼年消防クラ ブ組替式 参観 避難訓練	9月	始業式 交通安全教室	1月	始業式 防災訓練 一日入園
6月	プール開き 水遊び防犯訓練	10月	運動会 園外保育 避難訓練	2月	生活発表会
7月	プール遊び 水遊び 参観 個人 懇談 終業式	11月	幼稚園ウィーク 園外保育 参観	3月	お別れ会 保育修了式 終了式

*毎月実施・・・身体測定 誕生会 拠点園にじいる広場・・・年間12回程度 未就園児交流・・・年間10回程度

3 職員の体制

園長、教頭、担任、特別支援教育補助、養護事務、子育て支援担当、学校医、学校歯科医師、学校薬剤師（令和6年度）

令和7年度の職員体制については、令和7年4月1日に決定します。

4 教育を行う日及び時間等

- ・教育を提供する日
月曜日から金曜日まで。ただし以下の休業日を除く。
国民の祝日、創立記念日
夏季休業日（7月21日から 8月31日まで）
冬季休業日（12月26日から 1月 7日まで）
春季休業日（3月19日から 4月 9日まで）
その他、園長が必要と認める日
- ・教育を提供する時間
平日 午前8時40分～正午
弁当日 午前8時40分～午後1時45分
（平日は月曜日から金曜日までの弁当日を除く日。
弁当日は通常、火・水・金曜日。）
※登降園時刻、弁当日は変更されることがあります。

5 利用定員

- ・施設の利用定員 教育標準時間（1号） 90人（令和6年度）
- ・施設の学級数 3クラス（令和6年度）

6 修了・休園・退園等

- ・保育の修了は、園児の平素の状況を考慮して、園長が認定します。
- ・疾病その他の事由により、幼稚園に在園する幼児を休園（1ヶ月以上欠席する場合をいう。）させようとするときは、休園願を園長に提出し、その許可を受けてください。
- ・退園させようとするときは、退園届を園長に提出してください。なお、園児が無届欠席1ヶ月以上にわたるときは、退園者とみなして除籍することがあります。

裏面へ

7 保育料等

- 基本となる保育料及び入園料

幼児教育・保育の無償化により無料です。

- 預かり保育料

預かり利用時間及び利用料は次の通りです。利用申込をされる場合、利用を希望する月の前月 20 日までに「預かり保育利用申込書」を記入し、幼稚園に提出してください。（原則は事前申込ですが、緊急の場合は園長にご相談ください。）預かり保育料の口座振替日は、利用月の翌月末日（月末が休日の場合は翌開庁日）となります。

実施時期	区分		保育時間	保育料
学 期 中	A	正午降園日	12:00～16:30	800 円
	B	午後降園日	13:45～16:30	400 円
夏季・冬季・春季休業中 (土・日曜、年末年始等除く)	C	午前のみ	8:40～12:00	600 円
	D	午後のみ	13:00～16:30	600 円
	E	終日	8:40～16:30	1400 円

※実施しない日＝土・日曜、祝日、振替休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、
年度入れ替えのため（3 月 30 日～4 月 1 日）

園長が実施しないと判断した日等 及び、夏季休業中における学校閉庁日

（注 1）途中で降園した場合の保育料減額はありません。

（注 2）保護者の所得や就労等の状況により、預かり保育料が減額や無償（前月 20 日までに無償化のための認定申請手続きが必要）になる場合があります。他市からの転入の場合や未申告の場合は、市民税課税証明書をご提出ください。

（注 3）やむを得ない事由により、急遽預かり保育時間が変更となる場合があります。保育が中止、または時間が変更となる場合があります。

（注 4）世帯員の異動（父母の婚姻、離婚、祖父母との同居開始等）があった場合は預かり保育料に影響する場合がありますので、ご報告ください。

保護者の就労などにより保育の必要性がある場合、預かり保育に係る費用も無償化の対象となります（上限あり）。別途、前月 20 日までに無償化のための認定申請手続きが必要です。

8 緊急時・災害時について

緊急時の対応方法

避難・消火・防犯訓練
管轄消防署・警察署
災害時の園児の避難場所
県警ホットライン

特定教育・保育の提供中、園児の体調の急変など緊急を要する場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、緊急時や連絡事項がある際に、一斉メールで連絡することもあります。

年間を通して行います。
西消防署・伊丹警察署
みずほ幼稚園、瑞穂小学校
設置しております。

9 要望や相談について

要望や相談については、適切に対応するよう努めます。

10 園児に対しての共済制度

制度名称 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

制度内容（幼稚園の管理下で発生した災害が対象）

死亡 3,000 万円（通園時は 1,500 万円）

障害 4,000 万円～88 万円（通園時は半額）

負傷 医療保険並みの療養に要する費用の 4/10 の額

保険料は年額 162 円です。(変更となることもあります。)

自宅保管用

1.1 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

保護者及び園児等に係る個人情報につきましては、次の目的以外の目的には利用しません。また、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取扱いを行います。

＜利用目的＞

- ・教務、園務、保健、生活指導、就学等に関する業務。
- ・園行事の運営等に関する業務。
- ・卒園、在籍等の証明、その他園関連通知に関する業務。

＜第三者提供＞

以下の場合を除き、個人情報を第三者へ提供することはいたしません。

- ・園業務に必要不可欠な場合（園児や園児の家族の写真や記事等の掲載）。
- ・PTA 活動に必要な園児の在籍情報(PTA 会員家庭の園児氏名及びクラス名に限る)。
(※PTA 活動における個人情報の取扱いについては、別途本園 PTA 規約にて定められています。)
- ・本人の身体・生命等を保護するため、緊急かつやむを得ない場合。
- ・公的機関からしかるべき令状のもとに情報提供の依頼があった場合。

＜保護者等が取得し得る個人情報の取扱いについて＞

- ・写真撮影などに起因する個人情報の扱いに関しては、各家庭で楽しむ範囲にとどめ、SNS 等への投稿等は控えていただきます。なお、問題が生じた時は、撮影等をご遠慮いただく場合があります。

1.2 諸経費等について

毎月 1,000 円徴収しますが、その他入園時や園外保育時にかかる実費徴収等があります。毎月の諸経費は学年費 1,000 円です。別途、PTA 会費（500 円）も毎月徴収しております。

1.3 登降園・送迎時の留意事項

- ・幼稚園に駐車場はありません。
- ・徒歩以外の方法で登降園される場合は、園長に申し出た上、近隣住民に危険の無いように十分配慮して下さい。